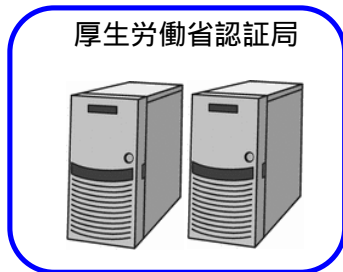


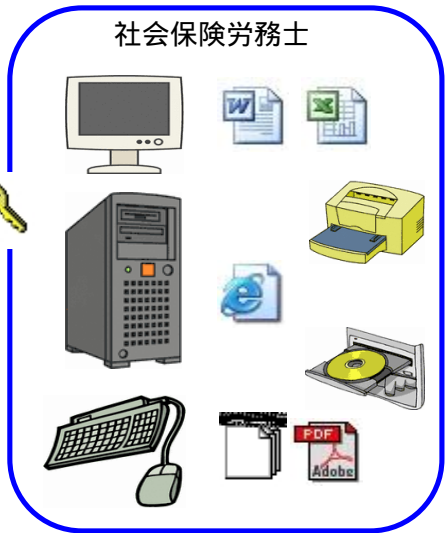
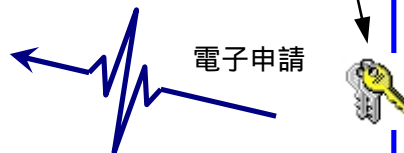
## 社会保険の電子申請・媒体申請

社会保険労務士が電子申請を代行すれば、

資格取得届  
賞与支払届  
年額約 8,000 円  
算定基礎届  
手続きに **事業主の電子署名が不要**  
月額変更届  
住所変更届  
資格喪失届



社労士のための  
電子署名



ソフトウェア、インターネットの環境設定・操作

(ウラ面へつづく)

### Quiz 労働基準法 教育委員会

問題です。(解答・解説はウラ面)

管理・監督の地位にある従業員や 機密の事務を取扱う従業員に、勤務時間、休憩および休日に関する規定を適用しない(労働基準法第 41 条)を理由として、企業側はその従業員の時間外勤務や休日勤務に対して手当を支払わないのが一般的です。(支払ってもかまいません。)が、と に該当しない従業員が次の場合はどうなるでしょうか？

1. 年俸制で給与が支払われる場合の時間外勤務
2. 請負給で給与が支払われる場合の時間外勤務
3. 高額な役職手当が支給されている主任
4. 営業手当が支払われる外勤の営業職の時間外勤務
5. 休日出勤の代わりに代休が与えられた場合
6. 振替休日を与えられたが、休日に 10 時間の勤務をさせられた場合

無条件に支払う必要がない( )か否か(×)で回答ください。

### ご存知ですか？ こんな制度

中小企業子育て支援助成金

従業員 100 人以下の企業に対して、育児休業取得者や育児短時間勤務制度の適用者が創業以来初めて出た場合に、最大 100 万円が支給されます。2 人目には最大 60 万円。

支給要件は次のとおりです。

- (1) 一般事業主行動計画を策定していること
- (2) 平成 18 年 4 月 1 日以降に育児休業(または産後休暇)や育児短時間勤務を始めたこと
- (3) 6 ヶ月以上の育児休業(産後休暇+育児休業)や育児短時間勤務であること
- (4) 育児休業の場合は職場復帰後に 6 ヶ月以上継続して勤務していること
- (5) 育児休業者を育児休業開始まで 1 年以上雇用保険の被保険者として雇用していたこと
- (6) 育児短時間勤務者を短時間勤務開始まで 1 年以上雇用保険の被保険者の一般被保険者であること

その他の詳細は西川事務所まで。

オモテ面でご紹介したとおり、わずか6つの手続きではありますが、電子申請を社会保険労務士が代行すれば、事業主の電子署名を省略する(社労士の電子署名は必要です)ことが可能です。(労働保険の年度更新も社労士の電子署名のみで電子申請可能です。) また、この6つの手続きは従来から媒体申請が可能な手続きでした。このため、媒体申請のデータをそのまま電子申請に使用できる仕組みが整っています。

さらに、今年の10月1日から、次の手続きには年金手帳の添付が不要になり、別途郵送という手間が省けて電子申請が少しずつ便利になりつつあります。

1. 健康(船員)保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
2. 健康(船員)保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届
3. 国民年金第3号被保険者 資格取得届・種別変更届・種別確認届(3号該当)
4. 国民年金第3号被保険者 資格喪失届
5. 国民年金第3号被保険者 住所変更届

現在はコンピュータソフトで給与計算をされている企業が多いのですが、そこには労働者名簿や賃金台帳などのデータベースが埋まっています。せっかく情報が電子化されているのですから、その情報を電子申請や媒体申請に利用してみてもはどうでしょう。

## 事業主の電子証明書は 年額 8,000 円程度 (けっこう高い)

すべての手続きを電子申請で行なうには、事業主の電子証明書による電子署名が必要です。料金もかかるし、添付資料は従来どおりなので二の足を踏む企業が多いのが事実です。が、わずか6つの手続きであっても今から電子化の準備をしておけば、すべての手続きに事業主の電子署名を省略できるようになったときにスムーズな事務移行ができます。

## 電子申請・媒体申請のソフトウェアは無料

電子申請や媒体申請をするには、専用の申請ソフトウェアとその環境を整えるソフトウェアを使用する必要があります。これらは厚生労働省のホームページから無料でダウンロード可能です。



各種ソフトウェア、インターネットの環境設定・操作などなど

昨今はコンピュータウイルスやスパイウェア、不正アクセスによる被害が絶えません。快適に安全に電子申請や媒体申請を行なうには、申請ソフトウェアの使い方を習得するだけでは不十分です。また、インターネットへの接続回線には選択肢が多く、既存の回線を利用するのか後の展開を考慮するのか、電話やテレビとの兼ね合いをどうするかなど、環境整備には戸惑うことが多々あります。そんなときは、西川事務所をご用命ください。きっと最適解が見つかります。

なお、次回の内容は 電子申請・媒体申請のソフトウェアの紹介 です。

## 今すぐ使えるフリーソフト



JTrim(ジェイトリム) Version 1.52

<http://www.woodybells.com/jtrim.html>

直感的で分かりやすく、誰でも簡単に操作できるフォトタッチソフトです。多くの加工機能があり、機能毎に細かいレベル調整も可能です。非常に軽快に動作するのでストレスなく操作できます。凝った加工は必要ない、重いソフトは使いたくないという人はこれで充分です。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail [nishikawa@ston-click.com](mailto:nishikawa@ston-click.com)

## Quiz 労働基準法 教育委員会

解 答 ・ 解 説 (ご意見・ご質問を承ります)

1. ×、2. ×、3. ×、4. ×、5. ×、6. ×
1. 手当込みの給与とするのであれば、何時間分の時間外勤務が含まれているのかを明確にする必要があります。
2. 1. と同様の理由です。ただし、請負給の場合は手当の計算方法が複雑です。
3. 手当の多少や役職名は問題ではありません。職責が問われます。(でも一般的には課長以上は管理・監督者です。)
4. 見込まれる時間外勤務に見合う営業手当であれば問題ありません。
5. 代休を与えた場合は、その1日の勤務時間に対しては35%以上の割増で給与を支払います。そこから代休の1日の給与を差し引くので、1日分の35%以上が差額となり、これが手当となります。
6. 振替休日を与えた場合は、所定勤務時間を超えた部分に対して時間外手当を支払わなければなりません。